

「消防法施行令の一部を改正する政令等」

予防課

1 はじめに

これまで、飲食店等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（3）項に掲げる防火対象物をいう。以下同じ。）においては、延べ面積150㎡以上のものに限って、消火器具の設置が義務付けられていたところであるが、延べ面積150㎡未満の飲食店等（以下「小規模飲食店等」という。）における初期消火を確実に実施し、火災の拡大を防止するための措置として消火器具の設置を義務付けることが必要であることから、消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号。以下「改正令」という。）を公布し、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた小規模飲食店等においては、原則として、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置を義務付けることとした。

また、今回の改正に関連して、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号。以下「改正規則」という。）を公布し、火を使用する設備又は器具に

係る「防火上有効な措置」を規定するとともに、小規模飲食店等において消火器具を設置する場所や、設置する消火器具の能力単位等について規定することとした。

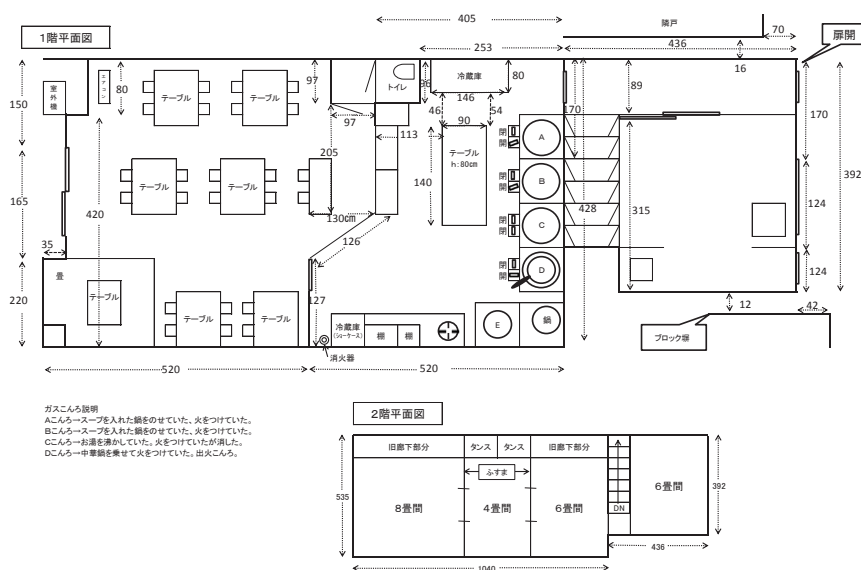
以下、この概要を紹介する。

2 改正の背景・経緯概要

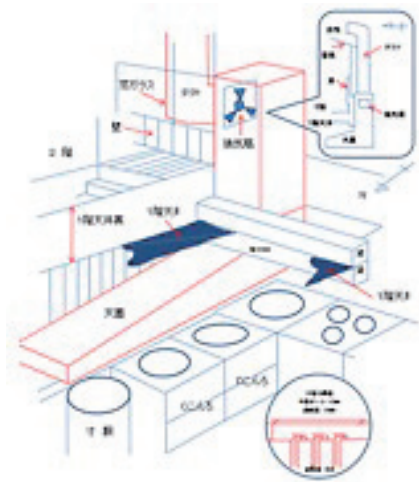
平成28年12月22日（木）10時20分頃に新潟県糸魚川市で発生した火災は、フェーン現象に伴う強い南風により広範囲に延焼拡大し、昭和51年10月29日（金）の山形県酒田市における大火以来、40年ぶりとなる大規模な市街地火災（地震を原因とするものを除く。）へと発展し、焼損床面積30,213㎡、焼損棟数147棟、けが人17名（死者0名）の被害が発生した。

※火元建築物の概要

- 構造 木造2階建
- 用途 飲食店（消防法施行令別表第1(3)項口）
- 延べ面積 135.8㎡
- 収容人員 29人



火元建築物の平面図（糸魚川市消防本部提供）



こんろ周りの配置図（糸魚川市消防本部提供）



火災後のこんろ周り（糸魚川市消防本部提供）

この火災を受け、平成29年1月に総務省消防庁に設置された「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会（座長：室崎益輝 神戸大学名誉

教授）」において、本件火災の発生状況や、今後の消防のあり方について検討が行われた。検討会での検討結果を踏まえてとりまとめられた報告書では、火災予防対策として、以下のように提言がなされた。

「延べ面積150㎡未満の飲食店にあつては、一部の地方公共団体の火災予防条例により消火器の設置が義務付けられているものの、全国的には義務付けられておらず、飲食店のこんろ火災の危険性に鑑み、こうした飲食店にも消火器の設置を義務付ける方向で検討すべきである。」
（「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書」P.8）

上記報告書による提言や、総務省消防庁において検討を行った結果を踏まえ、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた小規模飲食店等における初期消火を確実に実施し、火災の拡大を防止するための措置として消火器具の設置を義務付けるとともに、消火器具の設置義務が免除される防火上有効な措置等について規定したほか、所要の規定の整備を行った。

なお、改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号）を以下「令」、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）を以下「規則」ということとする。

糸魚川市大規模火災を踏まえた火災予防のあり方について(初期消火対策)

糸魚川市大規模火災の出火原因

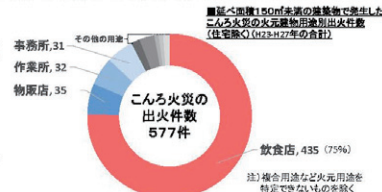
○糸魚川市大規模火災の出火原因は、大型こんろの消し忘れ。

<こんろ火災の特性>

- 建物火災の出火原因^{※1)}は、こんろ、たばこ、配線、電気機器の順に多い。
- 延べ面積150㎡未満の建築物で発生したこんろ火災の約8割が飲食店で発生。
- こんろ火災には延焼拡大の危険性があり、消火器による初期消火が必要。

- こんろ火災は急激に延焼拡大するが多い。
(たばこ、配線、電気機器による火災は、延焼拡大速度が緩慢であり、水による初期消火が可能。)
- 飲食店におけるこんろ火災のうち、約6割がその場を離れている間に出火したもの。
- 油火災に対しては水による初期消火は困難であり、消火器による初期消火が必要。

- 消防法施行令による飲食店への消火器の設置義務は、延べ面積150㎡以上が対象。
- 東京消防庁、政令指定都市の約8割、中核市の約5割は、各自自治体の火災予防条例により、延べ面積150㎡未満の飲食店にも消火器の設置を義務付けているが、その他の自治体では指導に止まる^{※2)}。



こんろ火災の特性を踏まえた対応(案)

○延べ面積150㎡未満の飲食店にも消火器の設置を義務付ける方向で検討すべき。

※1)平成27年中の建物火災統計に基づく分析結果。ここでの建物火災は住宅火災を除き、出火原因は放火・放火の疑いを除く。
※2)延べ面積150㎡未満の飲食店の4割程度に消火器の設置が義務付けられているものと考えられる。

3 改正後の消防法施行令の内容

1. 消火器具の設置基準の見直し

改正令による改正前は、飲食店等においては、延べ面積が150㎡以上のもに限って消火器具の設置が義務づけられていたところであるが、今回の火災は、小規模飲食店（延べ面積135.8㎡）の大型こんろを火元として発生しており、小規模飲食店等においても、相当程度の火災危険性があることが判明した。

さらに、小規模飲食店等における火災発生原因を検討したところ、「こんろ」が原因で発生した火災の件数が全体の約6割を占めており、他の発生原因を大きく上回っていることがわかったことから、すべての小規模飲食店等を対象に消火器具の設置を義務づけるのではなく、こんろ等の「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）」を設けたものに限って義務づけることとした。

なお、こんろ等の「火を使用する設備又は器具」であっても、温度の異常な上昇を感知し、自動的に火を消す装置を設けているものもあることから、こうした装置や自動消火装置を設けたものについては、火災危険性が低いものとして、消火器具の設置義務を免除することとし、その詳細については、規則において規定することとした。

2. 消火器具の設置義務の根拠条項の移動

改正令により、小規模飲食店等については、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものであれば、令第10条第1項第1号口の規定により、消火器具の設置が義務づけられることとなった。

他方、令第10条第1項第1号口の規定に該当する小規模飲食店等のうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う小規模飲食店等や、地階、無窓階、又は3階以上の階で床面積が50㎡以上の階については、改正令による改正前の消防法施行令第10条第1項第4号又は第5号により、消火器具の設置義務が課されていたものもあり、そのような小規模飲食店等又は当該飲食店等の階については、今回の改正によって、消火器具の設置義務の根拠条項が変わることとなった。例えば、少量危険物を貯蔵する150㎡未満の飲食店等で「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）」を設けたものについては、改正令による改正前は、令第10条第1項第4号により消火器具の設置が義務づけられたところ、改

正後は、令第10条第1項第1号口により、消火器具の設置が義務づけられることとなる。

上記のような場合の消火器具の設置場所や能力単位の考え方については、規則において規定することとした。

4 改正後の消防法施行規則の内容

1. 防火上有効な措置について

3で述べたとおり、令第10条第1項第1号口においては、「火を使用する設備又は器具」のうち、「防火上有効な措置として総務省令で定める措置」が講じられたものについては、消火器具の設置義務の対象としないように規定している。これを受けて、規則第5条の2においては、「防火上有効な措置」として、「調理油過熱防止装置、自動消火装置又はその他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けること」として規定している。以下、この概要を紹介する。

(1) 調理油過熱防止装置

調理油過熱防止装置とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置（いわゆるSiセンサー）をいい、平成20年度から、原則として家庭用ガスこんろに装着が義務づけられているものである。このような装置を設けた火を使用する設備又は器具のみを使用する小規模飲食店等においては、改正令等による改正後も、消火器具の設置義務が課せられないことになる。



調理油過熱防止装置

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、温度の過度な上昇を感知して火を消す機能を有していないことから、「防火上有効な措置」には含めないこととした。



立ち消え防止安全装置

(2) 自動消火装置

自動消火装置とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいい、このような装置を設けた火を使用する設備又は器具のみを使用する小規模飲食店等においては、消火器具の設置義務が課せられないことになる。

(3) その他

「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等が該当する。したがって、カセットコンロのみを使用する小規模飲食店等においては、消火器具の設置義務が課せられないことになる。

2. 大型消火器以外の消火器具の設置基準の見直し

今回、こんろ火災の危険性に鑑みて、小規模飲食店等に対する消火器具の設置基準を強化したが、設置する消火器具の能力単位や設置場所については、小規模飲食店等以外の防火対象物に設置する場合と異なる取扱いを行うこととした。

(1) 消火器具の能力単位の合計数の加算について

消火器具を設けるにあたっては、その能力単位が、消火器具の設置が義務づけられる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を、規則第6条第1項に規定する数値で除して得た数以上の数値となるように設けなければならないとされているが、当該防火対象物又はそ

の部分に、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所があるときは、さらに、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を25で除して得た数以上の数値となるように設けなければならないこととされている。

今回の改正は、こんろ火災の危険性に鑑み、初期消火対策を強化するため、消火器具の設置基準を強化したものであるところ、多量の火気を使用する場所がある場合に設置すべき消火器具の能力単位が加算される設置基準と、その趣旨は同じものである。したがって、改正令によって新たに消火器具の設置義務が課せられる小規模飲食店等においては、消火器具の能力単位の加算は行わないこととした（規則第6条第5項ただし書き）。

なお、令第10条第1項第1号ロに該当する小規模飲食店等であっても、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う小規模飲食店等については、改正令による改正前から消火器具の設置義務が課せられていたことから、そのような小規模飲食店等における能力単位の基準については、従前の基準が適用されることとなるよう、規定を整備した（規則第6条第5項第1号・第2号）。

(2) 消火器具の設置場所について

消火器具を設けるにあたっては、原則として、防火対象物の各階ごとに設置しなければならないこととされていたところである。

改正令による改正は、火を使用する設備又は器具の火災危険性に着目したものであることから、今回新たに消火器具の設置義務が課せられる小規模飲食店等においては、各階ごとに設置義務を課すのではなく、火を使用する設備又は器具が設置されている階ごとに設置義務を課すこととした（規則第6条第6項第2号）。

なお、令第10条第1項第1号ロに該当する小規模飲食店等であっても、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う小規模飲食店等については、改正令による改正前から消火器具の設置義務が課せられていたことから、そのような階については、従前の基準が適用されることとなるよう、規定を整備した（規則第6条第6項第1号）。

5 その他

消防法令により設置することが義務づけられた消火器具は、定期に点検し、消防署等に報告する必要があることから、今回の改正により新たに消火器具の設置義務が課せられる小規模飲食店等においても、消防署等に報告する必要がある。これらの施設の関係者が御自身で消火器具の点検の報告書の作成を行うことを支援するためのツールとして、平成30年4月1日より、消火器具点検アプリ（試行版）の提供を開始した。

このほか、消火器具の点検に係るパンフレットを作成した。

消火器具点検アプリの概要

別紙

1. 背景・目的

平成30年3月28日公布の消防法施行令の一部改正（平成31年10月1日施行）により、150㎡未満の小規模な飲食店等において新たに消火器具の設置が義務付けられる。
 ⇒小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器具の点検及び報告書の作成を行うことを支援するためのツールの一つとして提供する。
※平成30年4月1日から試行版を運用し、平成31年10月1日までには本運用開始予定。

2. 対象とする利用者

政令改正により新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模な飲食店等の関係者

3. 対象消火器具

小規模な飲食店等で一般的に設置すると考えられる消火器具（粉末消火器、強化液消火器等）
（※ただし、内部点検が必要となる、製造年から3年（蓄圧式の消火器具にあっては製造年から5年）を経過したものは、アプリによる点検の対象から除外し、専門業者への依頼又は買い替えを推奨。）

4. 主な機能と利用の流れ

- ① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録。
- ② 初期登録された情報に基づいて、半年ごとに点検を実施し、1年ごとに報告するように知らせる。
- ③ 点検実施時、アプリ上の点検実施画面の案内に従って、消火器具の不良な状態を例示した写真などを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択する。
（点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内。）
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書（消防法令に定められた様式）に反映してPDFファイルとして出力する。

<イメージ>

小規模飲食店等の関係者
 （オーナー等）

- ①ダウンロード・建物情報等登録
- ②点検時期お知らせ機能
- ③画面に従って点検結果を入力
- ④法令様式に反映し、PDF出力



<参考> 消火器具の点検パンフレットの作成

小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器具の点検及び報告書の作成を行うことを支援するためのもう一つのツールとして、以下の内容を中心とした消火器具の点検パンフレットを作成。

- ① 対象は、小規模な飲食店等において主として設置すると考えられる、蓄圧式の消火器具（粉末消火器及び強化液消火器）とする。
- ② 点検基準や点検要領をもとに、写真やイラストを用いてわかりやすく簡単に点検方法を説明。
- ③ 設置数が1～2本程度の蓄圧式の消火器具の点検を想定した点検結果報告書の記入例を示す。
- ④ 蓄圧式の消火器具は、製造年から5年を経過すると実際に放射する点検が必要となり、自ら点検を実施することは困難と考えられることから、取替えなどの措置や廃棄方法を案内。

<パンフレットイメージ>



6 おわりに

今回の改正令及び改正規則については、新たに消火器具の設置義務が課せられる飲食店等の件数が多数に上ると想定されることから、十分な周知期間がとられるよう、平成31年10月1日に施行することとしており、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成30年3月28日付け消防予第246号消防庁次長通知）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成30年3月28日付け消防予第247号消防庁予防課長通知）を地方公共団体に通知したところである。

今後とも、地方公共団体への必要な情報提供、助言等、改正法の円滑な施行に向けた準備作業を進めていく予定である。

問い合わせ先

消防庁予防課
 TEL: 03-5253-7523